

## 第 11 次静岡県職業能力開発計画検討委員会の進め方について

## 1 計画の目的

職業能力開発促進法第 7 条第 1 項の規定に基づき、本県における職業能力開発の高い効果を図り、総合的・計画的に進める施策を策定する。

(計画期間：令和 4 年度～ 8 年度 5 年間)

## 2 検討委員会の目的、開催時期

検 討 委 員 会	
目 的	計画の策定にあたり、関係分野の専門的な意見を反映させ、総合的な計画として位置づける
開催時期	10 月～12 月のうち 2 回

## 3 検討会における検討内容（案）

回	内 容
意見聴取	テーマ：これまでの施策と今後の方向性 議 題：①第 10 次静岡県職業能力開発計画の評価 ②第 11 次静岡県職業能力開発計画について（論点整理）
第 1 回 10 月 19 日 13:30～15:30	テーマ：第 11 次静岡県職業能力開発計画骨子（案） 議 題：①第 11 次静岡県職業能力開発計画骨子（案）
第 2 回 12 月 15 日 13:30～15:30	テーマ：第 11 次静岡県職業能力開発計画（案） 議 題：①第 11 次静岡県職業能力開発計画（案） ②第 11 次静岡県職業能力開発計画管理指標（案）

## 4 スケジュール

検討委員会終了後、県民意見（パブリックコメント）、静岡県雇用対策審議会を経て、令和 4 年 4 月から施行

内 容	令和 3 年度			
	4-6	7-9	10-12	1-3
企業ニーズ調査 （企業訪問・アンケート調査）	—————→			
第 11 次計画検討委員会		○ 意見聴取	○ 第 1 回	○ 第 2 回 (パブコメ) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">雇対審</span>

## &lt;企業ニーズ調査概要&gt;

調査対象：製造業・建設業を中心とした県内に拠点を置く 3,000 事業所

調査項目：「人材の育成・能力開発」「デジタル人材の確保・育成」

「在職者訓練ニーズ」「若年者訓練ニーズ」